

公益財団法人



## すみりんニュース No.20

■編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
 ■編集発行人 理事長 友永健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21  
 TEL06-6674-3732 FAX06-6674-7201 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

## この号の内容

- 1 住吉地区連続講座『住吉部落の歴史と解放運動のあゆみ』（1）～（12）
- 2 公益財団法人住吉隣保事業推進協会の動き（12）

## 全国水平社90年の歴史から学ぶ

## 住吉地区連続講座11月例会

## 「住吉部落の歴史と解放運動のあゆみ」

報告者：野村君一さん（元住吉支部支部長）、梶川孝子さん（元住吉支部副支部長）、友永健吾さん（住吉支部書記長）  
 司会者：川口隆男（元住吉支部書記長）

去る11月10日午後3時15分から5時15分まで、市民交流センターすみよし北において、「全国水平社90年の歴史から学ぶ」住吉地区連続講座の11月例会が、第2住吉・住之江じんけんのつどいの「啓発③」の分科会として開催されました。テーマは、「住吉部落の歴史と解放運動の歩み」で、報告者は野村君一さん、梶川孝子さん、友永健吾さんでした。例会（分科会）は、川口隆男さんの司会・進行で進められ、3名の報告者から住吉支部結成から初期の運動の様子、女性部の取り組み、特に保育所に関わった取り組み、2002年3月の「特別措置法」期限切れ後の、同和行政に対する攻撃とこれをはねのける取り組み等が報告されました。この日の参加者は22名でした。以下は、この日の例会（分科会）の内容を事務局でまとめたものです

司会（川口隆男）今日は、三人のパネラーからお話ししていただきます。野村君一さんは、支部長をやっていたいていました。いまは役は退かれましたが、がんばっていただいています。それから、梶川孝子さん。梶川さんは、女性部の部長として活動してこられました。特にかかわってこられた保育運動などを中心に話していただこうと思っています。最後に友永健吾書記長から、現在の解放運動がどういう方向に進もうとしているのか、現状と課題、これからの方向を話していただこうと思っています。

今年は水平社創立90年ですが、住吉支部も運動が始まって56年です。事業の関係では、青年

湯の改築でお金がないということから同和事業に



かかわって、来年60年を迎えます。住吉も運動が起きてから順調よく来たのではなく、いろんな反対に遭い、町内紛争を繰り返しながら、今日の住吉を築いてきました。またこのセンターの指定管理を受けています財団や、住田利雄さんがつくってこられた隣保館、そういう流れがあって今日があります。それをどうわれわれが引き継いでいくのか、ということも含めて、話ができればと思っています。

では、まず野村君一さんから、そのへんのことも踏まえて発言していただきたいと思います。

## ●住吉支部の結成と初期の運動

野村君一

### ○住吉の運動の始まりから支部結成へ

紹介いただいた野村です。私は地区では「無口なきいやん」と言われていまして、あまりしゃべるのは得意ではなかったんですが、運動に参加して、人前に立ってしゃべるようになってから、徐々にしゃべれるようになってきました。うまくまとめられるかどうかわかりませんが、運動にかかわって、どういう歴史があるのか、ということについてお話しして、みなさん方と討論していきたいと思いません。



(前列左から)梶川國男さん、住田利雄さん、藤本時春さん (後列左から)前田悦男さん、岡田金太郎さん、松本幸作さん

まず、運動の起こりですが、風呂の改築です。朝一番に風呂に行かなんだら、夕方になると湯がなくて、湯船に寝て入らんといかんほど、ほとんど漏っていたような風呂なんです。この改築について、町の中で議論になりました。金を借りられないかということで、銀行に相談したところ、抵当をくれ、ということになって、当時役員をやっていた梶川國男

さんの家ともう1軒、2軒を抵当に入れて借金しました。区役所からは「同和事業にかかわるのなら、大阪市から一部助成が出ます」という話があって、住田さんと梶川さんが本庁へ行って、事情を説明し、最終的に100万円、大阪市から助成が出ることになりました。

それで世話になった人へのお礼で、一席設けたわけですが、それで100万円のうちの80万円、使ってしまいました。あとで、えらいことやったな、ということになりましたが、それだけ地域の中は、うれしかったということです。

その時分から同和对策については、行政も一定の理解を示すようになってきました。地域の中の教育の問題について、あまりにも不就学児童が多いので、住田さんが、なんとか学校に行けるようにせなあかん、ということになりました。学校の先生は子どものことはわかっている、家庭のことがあまりわかっていない。就職の機会均等を保障されていない父親が日雇いで、1日働いて1日分の金をもらうような仕事をやっていますから、あぶれた場合、給食代も払えない。子どもに、「忘れたと言え」ということになります。1回や2回は「忘れました」と言えば、先生も堪忍してくれますが、3回目になると「立っつけ」と。廊下に立っているのは、町内の子どもばかり。立ってる子をののしる子もいる。それで学校から、一人抜け、二人抜けして、南海電車の神ノ木のガードの下のところ、みんないる。地域の子もばっかしです。

そういうことで、学校へ行きたいけども、行かれへん。家に帰っても、金がないから、親にこれ以上、言われへん。父親が仕事にあぶれると、家ではケンカばかり。ほかの家でケンカしてたら、子どもを引き取って、子どもに飯を食わせて帰らせるというような時代でした。

職業はほとんどが日雇いです。それから靴直し、下駄直し。料理屋なんかの高下駄を直したり、鼻緒を直したり、ということをやっていた。それも材料を持って商売に行くのではなくて、縄だけ持って。直しのことを「なお、なお」と言うんですが、修繕する下駄や草履を持って帰って来て、材料屋へ行って、材料を借りてきて、直して金をもらって、金をもうたら材料屋へ渡すというような生活をしていました。

そういう中で、同和事業をなんとかせなあかんと  
いうことで、補助金をもらうだけではないかん、なんと  
か組織せんといかんということで、住田さんや梶川  
國男さん、藤本時春さん、岡田金太郎さん、前田  
悦男さん、それから松本幸作さんの6人で支部を  
結成しました。当時は大阪府連は、5人以上であ  
れば支部を結成できる、ということで、この6人が  
発起人になって、解放同盟をつくったわけです。

もともとこの地域は、融和的な考え方の人が多  
かったので、「部落、部落、言うさかいに差別され  
るんや」という考えが圧倒的に多かったんです。歩  
いたら、ぼくも「盗っ人、盗っ人」と言われるん  
です。「なんで、そんなこと言うんや」というたら、同和  
対策の関係なんです。どういうことかと言うと、例  
えば高校の奨学金が出ますが、審査があります。所  
得制限があって、当時のお金で年間100万円以  
上収入があったら、奨学金は出せない、というこ  
とに、大阪市は決めたわけです。ところが地域の中  
では、それを知らずに申請したらもらえるもんや、  
と思っている。それで「もろてるところは、みんな、  
梶川、住田の一統ばっかりや」とか、「自分の親戚  
だけ申請して」とか言われる。

これではあかんということで、梶川さんが大阪市  
に行って、奨学金が出ない理由をみんなに知らせ  
てくれ、ということで、旧隣保館に対象の人たちに  
寄っていただいて、「申請を出していただきました  
けれども、規則がありまして、収入がこれ以上の  
人については、遠慮を願うということに決めまし  
た。こちらで審査やった結果、だれとだれについ  
ては却下しました」と、大阪市に説明してもらいま  
した。こういふことで、初めてわかったんです。それ  
まで、親戚だけ取ってとか、あるいは、「申請して下  
りてきた金を、わがらが食らんとちやうか」とか、と  
いうようなことで、「盗っ人、盗っ人」と言われてま  
した。そういう時代やったんです。

その時分から、どこそこの地区では住宅がで  
きたとか、という話を聞くようになって、うちも住宅  
の運動をせなあかんと、住宅建設の運動が始まり、1  
号館が最初にできました。地域の、運動をやっ  
ている、貧しい人から入っていくわけです。すると  
また、「運動やってるもんだけ入れてるやないか」と  
いうこともありました。

## ○仕事の問題

そういう時代を越えてきたんですが、ぼくが、当  
時見とったんは、教育と仕事。仕事というと、先ほ  
ど言いましたように、下駄直しか靴直し、あるい  
は、日雇いか、造船所。造船所は木津川沿いに藤  
永田造船、佐野安、名村という、中ぐらいの造船所  
があって、そこに雇われた。風呂で、「おまえ、いま  
どこへ行ってんや」「おれ、いま名村に行ってい  
る」「なんぼもうてるんや」ということで、例えば藤  
永田で1000円、名村では1010円やということにな  
ったら、「おれも頼んでくれ」ということで、少し  
でも高いところへ替わっていくということです。

それも金は仕事に行ってなんぼ、というので  
すから、毎月決まった金が入るわけではありません。  
もちろん、下駄直し、靴直しも不安定な仕事です。  
これをなんとかせんとあかんということで、梶川さん  
らが、安定した仕事に就けるようにせなあかんと、  
「字は書かれへんけど、力仕事は負けへんで」と、  
大阪市に交渉した。

大阪市で一番先に理解してくれたのが大阪市従  
業員組合です。組合がなんとかしようということ  
で、部落の青年たちをとってくれました。そのまま  
ずっといてくれたらええんやけど、悪いことする奴  
もいます。

腹が立ったことが2件あります。1件は組合の中  
で、だれそれが結婚するから祝いやたらろうと、金  
集めて、その金を本人に渡さんと、わがが食ろて  
る。金出した者からしたら、「あのガキ、祝い渡し  
てるのに、ありがとうもぬかさん」と思うわけです。  
聞いてみたら、渡してない、ということで、ぼくも腹  
立って。「そんな悪いことするんやったら、やめ」と。  
みんなから祝い金取って、渡さん、ということでは  
職場にいられへん、ということで、自分でやめま  
したけど。

もう1件は水道局。水道局に行ってたけど、悪い  
女子に引っかかってしまった。それも嫁さんが亡く  
なって1ヵ月もせんうちに、「あいつ、このごろ派手  
になってきたな」と言うとなら、彼女ができたと言  
う。「変な女子に引っかかってるんちやうか」とい  
うので、調べてみたら、そうやった。飲み屋の女子に  
引っかかってしもた。「退職金あるのやったら前借  
りしてくれへん。それで私はきれいな身になるさか

いに。あんたと結婚するわ」と、うまくだまされて、組合から金借りた。退職するときに退職金あれへん、とういうようなことがあった。腹立ったのはその二つ。

休んだとか、どうのこうのはありますけど、口開いたら、「ちゃんと行けよ、ちゃんと仕事せえよ」と言うてるんですけど、なかなか人間というのは、苦労したこと忘れて、楽になってきたら、楽な方へ楽な方へ向いていく、とういうような一部の人もいてました。

## ○教育・住宅の問題

教育の問題では、学校へ行きたいと言うても学力がなかったらあかんとうことで、大学生のセツルメントの団体の人たちに来てもらって子どもに勉強を教えてもらった。高校へ行けるような子どもが徐々に出てきた。同時に、奨学金が一定出るようになって、それまでは生活保護の子どもは高校へ行ったらあかん、と言われてたんですが、子どもと親とは別やとうことで、奨学金が出て高校へ行く子どもがどんどん出てきました。でも大学に行くのは一人か二人という時代でした。

住宅の問題についても、「家なんか建つかい。建ったら町の中、逆立ちして歩いた」と言われたりしてました。生業資金の問題では、生業資金は本来は自分の商売をするのに借りる金やけど、世帯のやりくり資金でほとんど使ってしまう。だから生業資金を返すのにどうしたらええかとうことで、住田さんが、借りた人は毎日10円ずつ貯金する、と。毎日、10円を集めに回って、それで返した。とうことで、住吉は言うことも言うけども、やることもやる、とうことで、大阪市とも信頼関係ができてきた、とうことです。

人間というのは欲が出てきますから、住宅に入ったら、「あれも欲しい、なんやらも欲しい、運動やったらできるで」ということで、どんどん運動をひろげていく。当時は、住宅に入ろうと思ったら解放同盟に入らないといかん、私はそのとき支部長やりましたけど、そんなこと言うたことないけど、そうなるてくるんです。住宅に入ろうと思ったら要求者組合に入ると同時に、解放同盟にも入るときや、と。とうことで、住吉は大阪府連の中でも結集率が一番高かったんです。それだけ運動も厳しかった

けれども、やったらやっただけの成果が出てくる、とうことを感じてたんやないかと思えます。

## ○総合計画と町づくり

住宅があっちに建つ、こっちに建つで、歯抜けに歯を入れたようなもので、あっち向いたり、こっち向いたりしていた。これはあかん、町づくりをちゃんとやっていこうとうことで、「6つの原則」をつくった。地域の真ん中に公共施設をつくって、その両側に住宅を建てる、とうことを基本理念として総合計画をつくろう、とうことで、児童館、青少年会館、解放会館、保育所、総合福祉センターといった公共施設をつくった。その両方に住宅を建てるとうことで、進めました。

しかし、人間というのは苦しいときは、住宅に入ったらかういことをちゃんと守ろう、かういことをやっていこうとうても、住宅に入ったら忘れてもて、集会には寄ってこない、掃除にも出てこない、とうことになる。とういことをやりながら、今日に至っているわけです。

今日、ご存知のように、教育の分野でもいまは奨学金がなくても、子どもは高校に行かさなあかん、大学へ行かさなあかんとうことで、親もがんばって、ほとんどの子どもが学校へ行くようになってきました。学校へ行ったから学力が上がるかとうたら、そんなことはないんですが、とういうように変わってきたとうことです。

とういうなかで、いろいろな闘いがありました。行政とうのは、声を大にして言わないといかん。あるときは脅すようなことも言いながら了解をもらわんといかん。総合計画の確認をとるのに、部長じゃあかん、局長でもあかんとうことで、助役を引っ張りだして、助役から、「みなさん方の総合計画の考え方は正しい。私も助役の一人として、この計画の完成をめざしてがんばりたい」という決意をもらって、計画ができていった。

とういうように地域がどんどんできていきました。支部結成の6人のうち、いまでは生きておられるのは松本幸作さんだけです。この人だけしかいません。寂しいけれどもがんばっていかないといけません。今後ともみなさんの協力をいただきたいと思えます。

司会 野村さんから、さわりの部分だけお話しいただきました。もっと詳しい話も、みなさんの意見、質問の中から出てくると思います。野村さんから教育の話もありました。たしかに、ほんまに給食費を忘れて、外に飛び出してた地域の子どもが多かったんです。私もその一人です。私は小学校4年生のときに脱走してましたから。学校へ行くたびに先生に怒られて、また脱走する。それを1学期間、繰り返して。ほんまに一番大事な時期に、えらいことしたな、と思ってますけど、そのときはそうするしか仕方なかったんです。そんな状況でした。脱走したなかでは私が一番小さかった。あとは中学生が多かった。ぼくの上の年代はそうです。万代池に行ったら、みんないてる。それぐらい顔なじみがいっぱいいました。地域の子どもばかりですけど。そういう話も、教育の問題だし。野村さんにもっとしゃべってほしかったのは、運動は順調ように進んでこなかった。反対派の行動があったし、6人で出発して、3年も4年も、なかなか人数が増えない。同対審答申が出た時ですら、支部員は100人もいなかったんです。親戚全部集めても100人。そんな状況。隣保館が乗っ取られるということも、後で話をしてほしいと思います。

次に、梶川さんから、運動のかかわりも含めて、自分が一番力を入れてきたことをしゃべっていただきたいと思います。

## ●女性を中心とした保育・教育に関する運動

梶川孝子

### ○就職差別の体験から運動へ

私の母親はこの住吉地区の出身で、父親は浪速地区出身です。浪速から焼け出されて住吉に来て、夫婦がんばって生活してきました。この会館の1階に、今と昔の地区の写真があります。私は1949(昭和24)年生まれなので、戦後の子どもの時です。昔の地区の写真を見ると、こういう家やったな、こういう共同便所、共同水道やったな、と思います。母親は、仕事がないなかで運動に参加しました。女性はものすごいパワーがありました。先頭に立っている人を支えてきたのは女性でした。いろんな悩みを抱えた家がいっぱいありましたが、お互いに支え合いながら生活してきたというのは、すごいなと思います。

私は1966年ぐらいに高校卒業して、初めて部落差別をものに受けました。高校卒業して就職のとき、学校で希望を聞いてもらって、私は三共製薬の事務員を受けました。うちの学校からは駅向こうの子と二人で受けました。ペーパーテストは合格通知が来ました。駅向こうの子はペーパーテストは落ちました。「どないしょう」と言うてたんですが、面接があるということで、二人で面接を受けに行きました。いまやったらこういうことはないと思うけど、親の職業や住所を聞かれました。住所も言うて、父親は屠場、母親は近くの会社でパートで仕事してます、とか言いました。そしたら不採用の通知が来ました。学校の先生が、「ペーパーテストが通ってるんやったら大丈夫や、もう合格やと思っただらええわ」と言うてたので、そのことを親に言うて、親も安心してたんですが、そしたら不採用の通知が来たんです。

先生に不採用やと言うたら、「なんでかな」ということで、そのときは部落差別とは知らなかった。自分の家が友達が住んでいるところとは違うなと思ったり、共同便所や共同井戸とかあったけど、気にしてなかった。しかし、それで、ショックを受けました。

私は高校に進学するために、隣保館で子ども会活動とかいっしょにやってみました。高校に行く子がいっしょに勉強しようということで、お互いに教え合っただらええわ」と言うてたので、そのことを親に言うて、親も安心してたんですが、そしたら不採用の通知が来たんです。

私は高校に進学するために、隣保館で子ども会活動とかいっしょにやってみました。高校に行く子がいっしょに勉強しようということで、お互いに教え合っただらええわ」と言うてたので、そのことを親に言うて、親も安心してたんですが、そしたら不採用の通知が来たんです。

たまたま隣保館で、住田利雄さんから、「それは部落差別や」ということを初めて教えてもらいました。私らの家が、よそに家に比べて汚い、というのはわかってたけど、それが部落差別ということ、そのとき初めて知りました。

私は弟もいたし、みんな高校進学めざしてがんばってるのに、こんなことしてたらあかんわと思

ました。それまでは、子ども会活動なんかは、遊びに行けるわ、という気持ちで行ってたまいましたが、がんばってやらなあかんと思って、青年会の活動に参加しはじめました。就職差別がきっかけで、運動に目覚めていきました。周りに仲間がいっぱいました。なんでも相談できました。川口さんや小住さんや、いろんな友達がいるなかで、親に言うたら悲しがるやろな、と思うようなことでも、仲間には言えました。「最終的に決めるのはあんたや」と言いながら、いろいろ聞いてくれました。そういう中で育ってきました。

そのころは就職差別もありましたが、結婚差別もいっぱいありました。私が20歳ぐらいのときには、矢田教育差別事件もありました。同和对策特別措置法も制定されました。狭山闘争もありました。

## ○町づくりの運動

私が運動に入って、ちょっとずつやりだしたのは、先ほど野村さんが言った大阪市の助役交渉です。これが1973年、昭和48年でした。地域の環境改善、不良住宅をなくしていかなあかんというのは、市営住宅を建てることから始まって、総合計画の小委員会が設置され、町づくりの具体化をしていくための助役交渉がありました。町づくりをどう具体化するかということで、町づくり委員会をつくりました。町づくりの3つの特徴として、まず、住民参加の町づくり。住民の生活実態を良くすることで課題を見つけていくこと。それから専門家の参画。町づくりをしていくのに、あまり外の暮らしを見たことのない者が、自分の希望だけ言うのではなく、専門家に入ってもらう。より使いやすい住宅、施設を建てるために、専門家の視点で見ってもらう、そのために専門家に参画してもらいました。

町づくりの6つの基本原則として、①永住する町づくり、②すべての地域住民を対象にする町づくり、③人間のつながりを大切にする町づくり、④住民の健康を守る町づくり、⑤子ども・老人・障害者がのびのびと生活できる町づくり、⑥近隣住民に開かれた町づくり。この6つの基本原則で地域の真ん中に公共施設を配置して、だれもが利用しやすい、相談しやすい、施設を設置しました。

## ○保育・教育の運動

建物だけではなく、教育や就労にも目を向けていく。私の時代には、妊産婦守る会もできました。女性が妊娠しても、あのころはトラコーマにかかる人が多かったり、不衛生だったので、おなかにいるときから墓場まで保障していけるような対策をつくろうということです。妊産婦だけではなく、いろんな課題ごとにそれぞれの組織をつくって、考えていこう、人に頼むだけではあかん、あんなんしてほしい、こんなんしてほしいだけではなく、自分たちも意見を言っていける場、討論しあえる場をつくろう、組織をつくらあかんということで、保育守る会や教育守る会、そのほかに女性部、仕事要求者組合、保母をめざす会とか、いろんな組織ができました。



完成間近の住吉乳児保育所

そういう組織のなかで、自分たちで意見交換するのも大事やけど、学校には地域の子もだけやなくて、いろんなところから来てます。そういう親との交流をしようということで、PTAにできるだけ自分たちも入っていきました。すごくしんどかったです。先輩たちも、「PTA組織に入ったけど、針のムシロや」と言っていました。「あっちに座ってるあのら、部落から来てる人や」とか、人をバカにしたような、同じ人間やのに、子育てのことをいっしょに考えていきたいと思っているのに、そんな差別が、もろにありました。私らは、後を引き継いでいくなかで聞いているから、そういうことに負けてたらあかん、こっちが言わないと、相手にはこっちの状況がわかれへん。遠巻きで、「あそこは汚い」とか、子どもに

「遊びにいったらあかん」とか、「あつこの子とケンカしたら、いつもケガして帰ってくる」とか、自分の子の悪いことは言わんと、いつも人のせいにする、ということが多々ありました。

それから、親だけで子どもを教育するのやなしに学校の先生も入ってもらわなあかんということで、同和教育推進協議会(同推協)もできました。共闘関係にも、いろんなところに参加していきました。話を聞くだけでも参考になります。共闘関係を結ぶなかで、例えば学校の教育の問題やったら、PTAの人といっしょに交渉もやってきました。

総合計画によって地域の環境改善はされてきたけど、ハコモノだけではあかん、運動をしてきて、いろんな施設ができて、利用しやすくなって、周辺の人も使ってくれるようになったけど、中身ももっと変えていかなあかんということで、みんな学習しました。集会やっているなかで、意味のわからないカタカナ言葉の意味が出てきたら、知ったかぶりはしません。わかれへんことはわかれへんから、わからないことは聞いて、やっていく、ということで、地道な学習をやってきました。

子どもには基本的な生活習慣は身につけさせんとあかんということで、保護者にはシングルマザーなどいろんな家庭がありますが、基本的な生活習慣はきっちり身につけようと、学習会などいろんなことをやってきました。

## ○学校給食の無償化

学校では学校給食の無償化の問題です。私は子どものころは体が弱くて、給食を食べたらもどしたりしてたので、親が弁当を持たせてくれました。それを教室で食べてたら、みんなに、「なんでお前だけそんなん食べてるねん」と言われるから、運動場の片隅で食べたりしてました。中学は弁当をみんな持ってきてるけど、地域の子は、弁当持ってきてないから、お昼の時間になったら食べに帰るんです。家まで走ってたら、地域の子がいっぱい走ってました。帰って来て、ごはん食べるのかと言うたら、両親共働きで働きに行ってるから、食べるものがない。しゃあないから、神ノ木の郵便局のあたりに土手があって、広場があったんですが、そこでみんなで遊んで、昼からの授業が始まる前に学校へ帰ってました。

そういう生活実態の中で暮らしてきた人が多かったんで、できるだけ子どもには生活習慣をつける、地区内の子もだけでなく、お弁当を持って来れない子どもや給食費を払えない子どもがいっぱいいたので、学校給食無償化、また、中学校給食も、みんなで運動するなかで勝ち取ってきました。

最近はおトピーの子が多いですが、おトピー食の指導も含めた学校給食をやってます。これは自慢できることやと思います。地区内の人だけが勝ち取ったものではなくて、PTAも巻き込んで闘ってきたという経過がいいなと思ってます。だれかが呼びかけてやっていかんと、引っ込み思案になったら、前へ進みません。呼びかけて、子どものためにみんなでいっしょにやろう、ということでやってきて、よかったなと思ってます。

## ○人との出会いを大事に

私はいつも思いますが、どんな時代でも、人の出会いはすごい大事やと思います。貧しいときでも、いろんな人との出会いがあって、その人たちに支えられ、支えて、お互い、生きてきたと思います。私はいま63歳ですが、同じ世代でも生活環境が違ったりすると、おのずと考え方も違う部分があります。お金のことで、教育のことで、いろんなことがあると思いますが、それは、差別の一つの原因です。

私が育ってきた感じたのは「刷り込み」ということです。例えば、私の親の代、祖父母の代から、「馱向こうの人、すごい生活してるやん」とか言われます。外に共同便所や共同水道とかあったから、比較されて、「あこらの子とつきおうたら、病気うつるで」とか、差別の言葉を浴びせられます。人間、生まれたところが違うと、おばあちゃんなんかやったら、「あそこの子と遊んだらあかんで」「あこへ行ったら、言葉の暴力すごいで」とか、自分らの言葉の暴力、人を差別してるのは棚に上げて、そういうことを刷り込んでいきます。そしたら、保育所でも、「だれだれちゃん、遊ぼ」と言うても、「おばあちゃんに遊んだらあかんて、言われてるねん」と。子どもは正直やからね。子どもが帰って来て、「遊べへん、言うねん。おばあちゃんが、遊んだらあかん、言うてるねんて」と言うと、「そんな子と遊ばんでえ

え、町内の子、いっぱいおるやんか」と。そういう刷り込みがあります。

いまは環境が変わって、地域の環境改善も終わってるから、露骨な差別はないけど、「帝塚山東5丁目に住んでる子と遊んだらあかんで」ということもまだあります。そういう刷り込みをなくしていくために、PTAとか、いろんなどころへ呼びかけていく。地域の中に入ってきてもらって、こっちもPTAに入って行って、交流するなかで、「うちのおばあちゃん、あんなん言うてたけど、違うやん」ということがわかる。せめて自分の子どもだけには、そういう刷り込みのない教育をやってほしいなと、私もPTAの中で言ってきました。

ソフトボールとかバレーボールとかを一緒にやってきましたが、そのなかで、一度聞いたことがあります。ユニホームがどうとかで、「うちに取りに来て」と言うたら、「え、取りに行くの」と、「なんで、いやか」「いやなことないけどな」「ええやん、おいでえや」と言うて来てもらいました。すると「おばあちゃんが言うてたんと違うわ」という言葉が出る。刷り込みされてるなと思いました。まちがった意識をそのまま受け入れてる。わからへんから受け入れるのやろけど、まちがってることがわかったら、自分自身を変えていってもら。こういうこともやっていかなあかんのと違うかなと思います。啓発と言えども必ずかしいですが、日々の生活の中で、変えていく。過去は変えられへんけど、今日からは変えられるんです。過去は変えられへんけど未来は変えられる。自分の努力も必要やけど。言われたままどっぷりつかるとやなしに、なんでやのん、という疑問を持って、意識変革する。そういうことをやってほしいなと思います。

私も、運動にどっぷりついているとき、例えば狭山のビラまきせなあかん、動員に行かなあかんときに、子どもが中学の時ですが、「クラブがあるねん。行かれへん」と子どもが言うので、「何言うてんのん。狭山のビラまき、みんな行くのに、行かなあかんやろ」と、子どもの意識をまったく無視して言いました。運動やってるから行かさないあかん、これ行き、あれ行き、と言うてました。連れ合いに一度怒られました。「それは押しつけや。子どもの意見も聞いたらなあかん。行くときは行ってるのやから、無理矢理行かせるな」と。

子どもに聞いたら、「行かされてる」という意識でした。「おかあさんに、なんでも、あれ行き、これ行き、言われて。狭山のビラまきとかせなあかんのはわかる。行くときは行くから。クラブにどうしても行きたいときは休ませてほしい。そういうこともわかってほしい」と言われて、私、初めて目からウロコが落ちたというか、自分がどっぷりつかってるから、子どももそうせなあかんという押しつけがありました。子どもの人権もあるから。行かない理由をきっちり言うたら、「クラブ行ってもええよ」ということに、それからしたんです。

子どもに命令形で親は言うてしまいます。思春期の子どもは自意識も出てくるから、そういうときには、聞いてやる、親は自分のことを押し付けないで聞いていけるような教育をせなあかん、と思います。子どもの教育は、自立したら、結婚してもせんでも、自分のことは自分でできるようになったら、それで教育は終わりと思ったらあかん、死ぬまで教育やと思ってます。学校の先生も子どもから教えられることはいっぱいあると思います。子どもも親からいろんなことを教えられるやろうし、いろんな人の出会いのなかで、人間形成されていく、そういうことが大切やなと思います。自分の体験を含めて話をしましたが、人の出会いというのは一生、大事にせなあかんと思います。

司会 お二人に話をさせていただきました。最後に、友永書記長に話してもらいますが、「人権のつどい」が20回目、その前は「地区研究集会」で、野村さんと梶川さんからありましたように、助役交渉を1973年、昭和48年11月にしました。その年の5月に第1回地区研究集会がありました。旧隣保館でしたが、1日に1つのテーマ、それを1週間連続でやりました。狭山や総合計画、教育問題など、1日1本の地区研究集会を1週間ぶっ通しでやりました。それが20年続いて、「人権のつどい」という名前になって20年。住吉の地区研究集会は合計40年の歴史をもっています。運動の現状と課題を、その都度その都度、地区研究集会で議論してきました。

次に、友永書記長から、お二人の発言を踏まえて、いま現在、運動はどういう方向で考えているのかということをお話していただきたいと思います。

## ●2002年3月「特別措置法」期限切れ後の運動 友永健吾

### ○住吉に帰って運動へ

大先輩お二人のあとで話しにくいのですが、野村さんや梶川孝子さんが、育ってきたころの住吉の話から、現在の町づくりの話までしてくださいました。いまの住吉の町づくりができたのは、国の同和对策特別措置法をたてに、大阪市などに働きかけて、できてきたわけです。法律は1969年から33年間続き、2002年3月末をもって失効しました。それから住吉はどうなってきたのか、ということをお話したいと思います。

埼玉県狭山市で女子高校生殺害事件があって、部落の青年が犯人にでっち上げられた事件が50年近く前に起こりました。私は住吉で生まれ育って、今年41歳になりますが、子どものとき、青少年会館で部落解放子ども会の活動をしていて、ぼくも子ども会に入っていたので、狭山事件で犯人にでっち上げられた石川一雄さんの無実を晴らすために、みんなで取り組もうと、子ども会で作ったビラを学校で配ったりしていました。だから、ぼく自身は、自分が部落出身だということは、なんとなく自然にわかっていたところがあります。

ただ、梶川さんの話にもありましたが、ちょっとやらされていた、というところもなきにしもあらずで、ほんとうに子どもが意味をわかってやっているか、やりたいと思ってやっているか、と言えば、そうではなかったと思います。いまなら意味はわかりますが、当時は、「なんで自分がこんなことせなあかんのか、クラスのほかの友達にはしてないのに、自分らの地域の人たちだけでやってる」という意識がありました。子ども会で説明はされるけれども、まだ理解が十分できないというなかで、なんとなくやらされている、でもやらなあかんということも半分ぐらいわかる、というなかでやりました。

大学に行って、京都で暮らすことになり、10年ぐらい住吉には帰ってきませんでした。だから、その間は、(地元が)どうなっているのかわからなくて、2005年に帰ってきました。それまではいろんなことをしてました。梶川さんが言われたように出会いって大事やなど、振り返ってみると思います。大学を卒業して、最初は日産プリンス京都販売というところ

ろで、車のディーラーを半年だけやってみました。親に何も相談せずにやめてしまったり、フリーターの時代には、心齋橋で水商売みたいなことをやった時期もありますし、また、ビリヤードのプロをめざしていた時期があったりとか、そんなことで、様々な人と出会い、そこから影響を受けたり勉強させてもらったりしました。

そんなことがあって、住吉に帰ってきて、仕事をするんやったら運動をせなあかんのとちがうか、ということで、もう一度運動に入ったわけです。そのときには自分で、やらなあかんと思っていました。なぜかと言うと、フリーター時代に、アルバイト先の先輩が堺市内のあるところを車で通ったときに、「このあたりで運転するの、気をつけろ」と言われたんです。これは部落のことを言うてるな、とピンとききました。ピンとききましたが、上司と部下という関係もあって、ものを言いにくい。その場はとにかく早く去ってほしいと思った経験がありました。やっぱり部落差別ってあるな、と思いました。

昨年、2011年は財団法人住吉隣保館が50年を迎えました。財団法人住吉隣保館はこの市民交流センターを2010年4月から指定管理者として管理運営を委託されていて、いまは公益財団法人になり名前も変わりましたが、その財団法人住吉隣保館ができて50年でした。また財団の初代理事長で隣保館の初代館長でもあった住田利雄さん、私の祖父ですが、住田利雄さん生誕100年という節目の年でもありました。それに向けて、地域の歴史をまとめようということになり、その本はまとまったんですが、住吉の部落解放運動の部分は抜けています。最初は同時進行で2冊出そうということで、ぼくは、住吉部落の歴史と解放運動の歩みの冊子をつくるチームでしたが、それが時間の都合上、うまくいかなくて、現在、週1回のペースで、住吉支部の機関誌『解放だより』に連載記事として載せています。いまのパートを私が書いているところです。そういうこともあって、いい機会なので、この場で話をさせてもらうことになったわけです。

### ○同和向け住宅から「ふれあい人権住宅」へ

さて、2002年3月末の法期限後、どうなっていたのか、ということですが、まず住宅ですが、いま1号館から17号館まで19棟ありますが、その住宅はもともと同和向住宅で、地域住民が入るための住宅でした。これが2002年4月から、「ふれあい人権住宅」という制度に大阪市が変えました。「ふれあい人権住宅」には、この地域に生まれ育った人だけではなく、小学校区単位ぐらいの人なら入れるようになりました。そのときは、ここが同和地区だとか、部落差別をなくす運動をやっているということも、入居するときに説明したので、それをわかって入ってくる、納得して住んでおられる人が多いと思います。これが2006年4月から、また変わって、大阪市内に住んでいる人、大阪市内で働いている人なら、だれでも入居できるようになりました。部屋によって、新婚向けとか高齢者向けとかありますが、基本的には、一般の募集と同じになったわけです。いま住宅が550戸ぐらいありますが、そのうちの1割以上は、地区の外から入ってきた人です。

先ほど言われたように、町づくりの6つの原則というのがありますが、その第1の、永住できる町づくりという原則が、すでに崩れています。例えば、新婚世帯は住めますが、若者の一人暮らしの人はここに住めません。そういう制度上の問題で、「永住できる町」という原則が実現できなくなっています。いい面もあって、つい最近、一般募集になってから入ってこられた人と話をしていました。地域に住宅が建っていくと、「あそこだけきれいな住宅がどんどん建って、ええなあ」という「ねたみ差別」の意識が生まれますが、その人も地域の外で住んでいたときは、そういう声を聞いていて、自分自身もそうではないかと思っていたけれども、いざ住んでみたら、みんながんばってる、温かいし、安心して暮らせる、と思った、という話を聞きました。そういう声も聞いて、プラスの面もあると思いました。

保育所も、もともと、両親が働きに行けるように、この地域の子どもたちが行くということで、最初はやっていたんですが、その基準が変わっていつ、いまは住宅と同じで、大阪市内住か在勤の人、ということになっています。地区の保育所では長時間保育やアレルギー対応もしていて、人気が高いようです。だから、地域の人でも、上の子はこ

の保育所でも下の子は別の保育所ということが起こってきています。

## ○青少年会館の廃止と体育館

青少年会館については、2006年4月から、大阪市は青少年会館条例を廃止しました。だから事業はそこではしなくなります。条例が廃止されてからは、普通財産となりました。普通財産というのは、そこが直接事業はしないが、例えば大阪市教育委員会の事業である識字教室は場所貸してやる、みたいなことになります。これが普通財産です。2010年の3月末に、完全に入居できない施設になりました。指導員も引き上げます。社会同和教育指導主事は、その仕事がなくなったので、区役所などに引き上げています。

このことがどんな影響があるかということですが、子どもたちが放課後に行っていた場所がなくなります。そして例えば、このセンターの1階に、放課後に来てゲームしたり、総合福祉センターにもフリースペースがあるので、そこに集まったり、天気のいいときは、6・7広場で野球をやったりとか、そんな感じで子どもたちは居場所を求めています。それはそれで大事だし、子どもたちの居場所もなんとか確保しないといかんと思います。

しかし、一番大事なのは、いままでなら、ぼくらみたいに、狭山の取り組みを通じて、自分は部落出身であるとか、部落差別というのは明らかにいけないことだということを地域で学んできたわけです。もちろん学校でも同和教育、人権教育を進めていて、そこでも学びますが、やはり地域と両方あるほうが中身が濃いです。それが一つなくなった。すると自分が部落出身であるというアイデンティティをどこで教えてもらうかということなのです。

ぼくと同じ年ぐらいの人はおかあちゃんになってたりするから、「うちは言うてる」ということは聞いていますが、言わないところもあるし、「いまさら言わんほうがええ」というところもあります。これは問題やと思っています。いまでも部落差別はあります。結婚のときや就職のとき、露骨に親がどこに住んでいるのかとか聞かれることはほとんどないと思いますが、調べることはできます。戸籍を不正に入手することができます。弁護士や司法書士などの業種は、仕事で必要だからということで取ることが

できます。それをお金で買ったりする。自分が部落出身だと思っていない人が、そういうことに直面したときのショックは、想像できないぐらいだと思います。だから伝えることは大事だと思います。

あるいは、ここに住んでいない人も最近多くなってきました。ぼく自身もいま地区内の住宅には住んでいません。近くに家を買って住んでいる人も増えてきているなかで、もしその人が、子どもや孫に伝えないまま、子どもや孫が大きくなったとき、自分自身が部落にルーツがあるにもかかわらず、部落出身の人と結婚するときに差別したりする、ということも、近い将来に起きる可能性があります。だから、青少年会館の問題は大きいと思っています。しかし青少年会館がないなかで、これからどうするのか、ということも考えないといかんと考えています。



供用再開を機に開催したオープニングセレモニーでのテープカット

体育館も、青少年会館付設という位置づけでしたので、青少年会館が閉鎖になった時点で、2010年3月末にいったん閉められました。体育館はいまでも利用されています。なぜかと言うと、体育館は完全閉鎖になるという頃から、利用者が、ええ施設やから使わせてくれという声をあげました。青少年会館も声をあげましたが、体育館の場合はもっと切実で、1ヵ月で1万7000人もの署名を集めたり、住吉区選出のすべての市議員を回ったり、とにかくできることはいろいろやった結果、2010年6月から供用が再開されました。ただし、無料だったのが、光熱費などを支払うことになったので、いまは有料になっています。

## ○市民交流センター

市民交流センターの前は人権文化センターという名称でした。最初は、いまの特養の「なごみ」の場所に住吉隣保館が1960年に建てられました。1970年頃に住吉解放会館と名前が変わって、1977年にこの場所にこの建物が建って、住吉解放会館がここに移転しました。2000年には解放会館条例が変わって、人権文化センターという名称になりました。それが2010年に条例が変わって、市民交流センターという名称になりました。また、解放会館のときは、「同和問題の解決に資する施設」と目的で謳われていました。いまは、「人権が大切にされ」という言葉がかりうじて残っているだけです。「地域を越えた市民が交流して、豊かな地域の活性化」という目的も大事ですが、「人権が大切にされ」という言葉がかりうじて入ったことは大事なことです。これも運動体が働きかけて入ったわけです。

ただ、市民交流センターも大阪市の市政改革プランが出されて、2014年3月末で条例廃止の方向が出されています。

## ○実態調査から見えてきたこと

近年、住吉地区では、行政に頼らずに自力で実態調査をおこなってきたんですね。2008年には高齢者のくらしの実態調査、2009年には住吉地区労働実態調査をおこないました。くらしの実態調査では、生活が厳しくなってきたということもあるんですが、「地域のために自分ができることはありますか」との項目があって、「自転車のパンク修理やたらできる」「英会話を教えることができる」「日本拳法を教えることができる」などの答えがあって、いろんな特技を持った人がいるんやなっていうことをあらためて知ることができました。

労働実態調査は、部落解放・人権研究所や大阪市立大学とも連携しておこないました。地区内に住んでいる15～59才の世帯員がいる全世帯を対象に、基本的には地元の人間と市大生と一緒に自宅を訪問するという方法でおこなっていったんです。実態調査を通して、若年層や女性の非正規雇用率が高いことや、所得の低さなどが見えてきました。

具体的に言うと、近畿における調査と比べて、完全失業率が男性で2倍程、女性で3倍程高いという数字となったんです。学歴については、母数は少ないんですが、大阪市平均と比べて最終学歴が中卒（高校中退を含む）の割合が男女とも2倍程高いということや、大学・大学院卒の割合は3分の1程度という結果となりました。

また、部落出身意識をたずねる項目では、若い人ほど部落出身意識が低くなっているということがわかってきました。

## ○現在の取組みと、これからの運動にとって大切にしたいこと

そのような状況の中で、住吉支部は現在どのような取組みをおこなっているのか、そして、今後どのような運動を展開していく必要があるのかについて最後に少し触れたいと思います。

第1に、記念事業などを活用して、住吉部落や解放運動の歴史をまとめています。そのことを通して、これまでの運動から学ぶことが大切です。

第2に、1988年におこなった神ノ木地下道の建設を求める取組みや、2010年におこなった体育館の供用再開に向けた取組み、そして、現在おこなっている市民交流センターの存続に向けた取組み、など多くの人と連帯した取組みを進めていくことが大切です。

第3に、労働実態調査でも明らかになった、特に若者の就労問題に対して、若者の自己実現を応援していくことが大切です。

第4に、部落出身であることを肯定的に捉えつつ、部落差別の不合理性を伝えていくことが大切です。現在、地元の中学校でおこなっている部落問題学習についても積極的に協力しています。

第5に、一人ひとりの興味や特技を活かしながら、人と人とのつながりを再構築すること、地域の活性化につなげていくこと、などが大切です。例えば、親子を中心にしたつながりづくりを目的に、2ヶ月に1回ほどのペースで、「ぽかぽか喫茶」を開店したり、夏休みには、「宿題やろうDAY」と言って宿題を見たり、お昼ごはんを一緒に作ったりするような取組みをおこなっています。

第6に、あらたな町づくりに向けた取組みを進めていくことが大切です。現在、住吉地区では、エレ

ベーターのない3層住宅の2、3階に多くの高齢者が住んでいます。今後、階段の上り下りが困難になる方が増えていくことが予想されます。また、先ほども触れましたが、「我々が永住する町」という原則が困難になっています。さらには、南海沖地震が30年以内に高い確率で発生すると言われる中、災害に強い町づくりを進めていかなければなりません。その一環として、市民交流センターの耐震補強が必要で、大阪市に申し入れています。そのような課題について、地区内の関係組織とともに、昨年の11月から、まちづくり委員会を立ち上げて議論や学習を進めています。

以上のようなことを重点課題として、住吉支部では今後もあらゆる差別が撤廃され人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思えます。今日はありがとうございました。

## 市民交流センターすみよし北をめぐり動き

### 11月の臨時理事会・評議員会開催で公益財団認可後の取り組み報告と今後に向けたプロジェクト会議を承認

さる、11月11日(日)市民交流センターすみよし北において午後2時から理事会が、11月25日(日)2時から評議員会がそれぞれ開かれました。今回の理事会、評議員会では、本年の4月に公益財団の認可を得、名称も新たに再出発をしてから8ヶ月間の取り組み報告と、2012年度の中間決算報告及び、これからの取り組みにむけた諸課題について議論が行われました。

報告事項に関しては①賛助会員の拡大、②市民交流センターの貸室の利用拡大に関しての質問、意見が出されました。今後については日曜祝日の利用率のアップにむけての取り組みを強化していくことが確認されました。

また、これからの諸課題に関しては①市民交流センターすみよし北の耐震補強にむけた取り組み、②財団の中・長期の課題を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、専門家の参加をお願いし月1回ペースでプロジェクト会議を開催し検討していくことが確認されました。

最後に2013年度の新年互礼会の日程(2013年1月9日)と次回の理事会・評議員会の開催時期(2013年3月)を確認しました。